

履修科目の登録・授業に関すること

履修科目の登録

「科目履修登録表」の提出	4月3日（月）・4日（火）	履修科目については、指導教員と相談の上決定し、指導教員の署名を得て大学院事務室に提出する。 ※書式はPorTaⅡのダウンロードセンターよりダウンロードできます。
「履修登録確認表」配布	4月6日（木）～	大学院事務室窓口で配布
登録確認・修正期間	4月6日（木）～8日（土）	修正がある時は大学院事務室窓口で手続きする。
	9月25日（月）・26日（火） ※教職科目登録者のみ	
登録上の注意	<ol style="list-style-type: none"> (1) 提出前に『訂正時間割表』（6棟5階掲示板）を必ず確認すること。 (2) 春学期・秋学期開講科目については、所定の欄に「春・秋」のいずれかを表記すること。 (3) 教職・司書科目については、所定の欄に「教・司」のいずれかを表記すること。 (4) 「科目履修登録表」の提出期間に指導教員の署名が得られない時は、写しを大学院事務室に提出し後日差替えること。 (5) 他研究科科目の履修や学部科目の聴講を希望する場合は、窓口申し出ること。（所定用紙を配布）※学部科目聴講用の登録票はPorTaⅡのダウンロードセンターよりダウンロードできます。 (6) 提出書類の写しを各自必ず保存しておくこと。 (7) 履修登録確認は慎重に行うこと。登録ミスによる不利益は各人の責任となるので、注意すること。 	

履修上の注意

履修にあたっては、次の各研究科履修規程を熟読の上、以下の点に注意して履修登録すること。

- ・ 法学研究科履修規程……………85ページ
- ・ 外国語学研究科履修規程……………87ページ
- ・ 外国語学研究科博士前期課程（1年コース）履修に関する細則……………92ページ
- ・ 経済学研究科履修規程……………95ページ
- ・ 経済学研究科博士前期課程（1年コース）履修に関する細則……………99ページ

< 法学研究科 >

- (1) 指導教員以外の演習、他研究科または学部科目の履修は、指導教員の許可を得て登録すること。ただし、修了要件には算入しない。
- (2) 博士前期課程2年次で、指導教員の担当する特殊講義の重複履修は認める。ただし、修了要件には算入しない。
- (3) 博士前期課程に3年以上在学する者の履修は以下のとおりとする。
 - ①指導教員の担当する特殊講義・演習の重複履修は認める。ただし、修了要件には算入しない。
 - ②指導教員以外の担当する特殊講義・演習の重複履修は認めない。

<外国語学研究科>

* 1年コースを除く博士前期課程に適用

★他大学院における科目の履修

英語学専攻

- (1) 専攻科目および共通科目、関連科目は、重複履修できる。
- (2) 学部科目の履修上の取扱は次のとおりとする。
 - ①教職・司書資格取得に伴う科目については学部科目であっても履修登録ができ単位が認定される。
 - ②教職・司書資格取得を伴わない科目については、聴講科目（年間12単位以内）とし、単位は認めない。

* 詳細は大学院事務室で確認すること。

大学院英米文学・英語学分野の単位互換制度に基づく科目の履修ができます。

協定校：駒澤大学大学院人文科学研究科英文学専攻

鶴見大学大学院文学研究科英米文学専攻

関東学院大学大学院文学研究科英語英米文学専攻

(協定書116ページ、細則117ページ参照)

フランス語学専攻

単位互換制度に基づく科目の履修ができます。

協定校：青山学院大学大学院文学研究科フランス文学・フランス語学専攻

学習院大学大学院人文科学研究科フランス文学専攻

白百合女子大学大学院文学研究科フランス語フランス文学専攻・言語文学専攻

上智大学大学院文学研究科フランス文学専攻

武蔵大学大学院人文科学研究科欧米文化専攻

明治学院大学大学院文学研究科フランス文学専攻

明治大学大学院文学研究科仏文学専攻

(協定書118ページ、細則119ページ、内規120ページ)

<経済学研究科>

講義科目（研究）の重複履修は認めない。

<各研究科共通>

1. 学部科目の聴講について

指導教員の指示のもとで、学部科目聴講（年間12単位以内）を希望する場合は、所定の用紙をPorTaⅡのダウンロードセンターよりダウンロードすること。

2. 入学前修得単位の認定について

入学前に大学院で修得した単位（15単位まで。科目等履修生として修得した単位を含む）を認定することができる。希望者は入学時、科目履修登録表提出前に申し出ること。（大学院学則第12条の2）

教職課程・司書課程・日本語教員養成プログラムについて

本学には教職課程・司書課程・日本語教員養成プログラムが設けられている。大学院の学生でも、指導教員の許可があれば履修できる。教職課程、司書課程履修希望者は、**教務課免許課程係窓口**で課程登録等詳細についての指導を受けること。

日本語教員養成プログラムについては、教務課国際教養学部係窓口にて指導を受けること。

大学院国外留学制度

この制度は、学修または研究の必要から、本学の許可を得て、外国の大学またはそれに相当する高等教育・研究機関で正規の授業を受けるか研究に従事する時に適用され、交換留学または認定留学となる。帰国後、研究科委員会の議により、修得した単位は15単位を越えない範囲で大学院修了要件の単位とすることができる。(大学院学則第12条)

授業に関する注意事項

- | | |
|--------------------|---|
| 1. 休講 | ①大学または担当教員のやむを得ない事情により、授業を休講とすることがある。
②休講は、PorTa II で確認すること。 |
| 2. 交通機関の運休等に伴う授業措置 | ①東武鉄道の場合
1) 交通機関の運休
イ. 午前7時までに運行再開されない場合は、午前中の授業は全学休講
ロ. 午前11時までに運行再開されない場合は、午後の授業も全学休講
2) 悪天候または列車事故等
授業開始前または開始後にかかわらず、その都度必要な措置を講ずる。
②J Rその他の場合
平常通り授業を行う。
③その他悪天候等に伴う授業措置
必要に応じて、授業措置を行うことがあるので、PorTa II、大学ホームページ等で確認すること。 |
| 3. 授業に欠席する場合 | やむを得ない事情で授業に欠席する場合は、各自で担当教員に連絡すること。(大学院事務室を通しての欠席の連絡はしません。) |